

# 令和8年度 保育所等入所申込のご案内

令和8年度の保育所・認定子ども園（2・3号利用）の入所申込の受付を行います。現在保育所等に入所されている方で、令和8年度も引き続き入所を希望される場合も申込が必要です。

また、年度途中に入所を希望される方も申込書の提出をお願いします。

## ○申込受付期間

令和7年 11月10日（月）～ 11月 21日（金）（土日、祝日を除く）  
午前 9 時 00分～午後 4 時 00分

## ○申込受付場所

南阿蘇村役場 庁舎1階 エレベーター横

## ○申込に必要な書類

- ① チェックシート（世帯で1枚）
- ② 入所申込書（個人番号記載必須 児童1人につき1枚）
- ③ 家庭内状況申告票（祖父母の状況も必ず記入してください）（世帯で1枚）
- ④ 保育を必要とする状況を明らかにする書類（理由に応じて、父・母それぞれ1枚ずつ）



※①チェックシートで添付書類等をご確認ください。

※この度、「就労証明書」の様式を国標準様式に変更しております。様式並びに記載要領は南阿蘇村ホームページで公開しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。就労証明書の記載内容について作成担当者に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。

（裏面QRコードからダウンロードできます。）

- ⑤ 「保育料減額要件」（裏面記載）に該当する方は、必要書類のコピー
  - ⑥ 保育所等広域入所申立書（世帯で1枚） ※村外の保育施設等に入所を希望される場合のみ。
- ◎新規申込の場合は、保護者のマイナンバーカード又は通知カードをご持参ください

※申込後に状況等に変更があった場合、事情により申込を取り下げる場合は必ずご連絡ください。

## ○入所にあたっては次のいずれかの事由（保育の必要性）に該当することが必要です

- ① 月64時間以上就労している
- ② 妊娠中か出産後間もない
- ③ 保護者が病気、又は身体に障がいを持っている
- ④ 長期間にわたり疾病状態にある、または障がいを有する親族を介護している
- ⑤ 震災、火災、風水害等で災害の復旧にあっている
- ⑥ 起業準備を含む求職活動を継続して行なっている
- ⑦ 就学（職業訓練校における職業訓練を含む）している
- ⑧ 育児休業中に既に保育を利用している子どもの継続利用が必要
- ⑨ その他村長が認める①から⑧に類する状態

## ○保育料の減額要件

一定の所得段階においては、以下に該当する場合、保育料が減額されることがありますので、資格証又は資格証のコピーの持参をお願いします。

- ① 児童扶養手当受給者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③ 療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ⑤ 特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- ⑥ 障害基礎年金を受けている者の属する世帯
- ⑦ 生活保護法に定める保護金基準に準じると村長が認めた世帯

## ○保育料及び副食費（給食費）について

- ・ 3歳未満児の保育料は、保護者の住民税の額で算定します。
- ・ 3歳以上児については幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となっていますが、副食費の徴収があります。ただし所得などに応じて副食費が免除になります。
- ・ 18才未満のお子さんのうち、3番目以降のお子さんの保育料は課税額の状況により免除されることがあります。
- ・ 毎年8月までは、前年度課税額で算定し、9月以降は当該年度課税額で算定いたしますので、税の申告は必ずして下さい。

## ○入所決定について

- ・ 入所の決定、保留の通知は2月に発送を予定しています。
- ・ 申込が多く全員が入所できない場合、選考基準に基づき優先度が高い児童から入所となります。
- ・ 入所保留となった場合は、翌月から年度末まで引き続き入所の選考を行います。

※保育料の算定方法、選考基準は南阿蘇村ホームページでご確認ください。

【保育料の算定方法】

【保育所入所の優先順位】



【令和8年度保育所等入所申込のご案内】

※様式のダウンロードも可能です。

